

【青森県つがる市】

1人1台端末の利活用に係る計画

1.1人1台端末を始めとするICT環境によって実現を目指す学びの姿

学習指導要領及び中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」が示されている。

つがる市では、第2期つがる市教育振興基本計画の中で、「情報化・国際化に対応した教育の推進」として、ICT機器を有効活用しつつ、情報を活用するための能力向上を図るとともに、安全・安心して利用するためのモラル教育を推進する。また、GIGAスクール構想の実現に向けて整備された校内ネットワークと一人一台端末の有効利用を図る。

2.GIGA第1期の総括

令和2年度に1人1台タブレット端末及び校内LAN整備をした。学校現場でのICT機器の導入を受け、ICT機器の問題解決や教職員及び児童生徒のICT機器への理解、活用能力の向上につなげるべく、ICT支援員を3名（1名あたり4校）配置した。このように、ICT機器を積極的に活用できる環境を整えてきた一方で、ネットワークが不安定・つながらない等の問題や端末の家庭への持ち帰り時におけるセキュリティの確保や端末の利活用状況の把握が問題となった。

これらの問題を解決するために、令和7年度のタブレット端末の更新の際には、ネットワークアセスメントの実施により、ネットワーク環境の課題を明確にし、改善に向けて進めていく。また、家庭への持ち帰り時における、フィルタリングの設定をするとともに、より利活用されるよう学校と連携していく。

3.1人1台端末の利活用方策

令和7年度にタブレット端末の更新を計画しており、これまで以上にICT環境を整えていかなければならない。また、児童生徒にとって充実した端末環境を維持し、1人1台端末の利活用方策として以下の取組みを推進する。

（1）1人1台端末の積極的活用について

GIGA第1期に実施していたICTの活用にかかる研修を、引き続き毎年度開催し、効果的な利活用について教職員への情報共有を図る。

（２）個別最適・協働的な学びの充実について

児童生徒が、「自分で調べる場面」、「自分のペースで学習する」、「自分の考えをまとめ、発表・表現する場面」、「児童生徒が教職員とやりとりする場面」、「児童生徒同士がやりとりする場面」において、積極的に１人１台端末を利用できるような環境作りを行っていく。

（３）学びの保障について

本市では１人１台端末を活用することにより、様々な状況にある児童生徒に対して学習機会を確保している。特別な支援を要する児童生徒に対しては、個々の実態にあわせて合理的配慮に基づいて、不登校傾向にある児童生徒に対しては、校内支援センター（別室登校）やつながる市教育支援センターにおいて支援を行っている。引き続き、デジタル教材やオンラインを活用し、誰一人取り残されない学びの保障の実現に向けて努めていく。